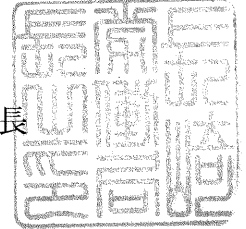


長労発基0803第1号
平成30年 8月 3日

建設業労働災害防止協会
長 崎 県 支 部 長 殿

長 崎 労 働 局 長



建設現場における火災による労働災害防止について

平素から、建設業における労働災害の防止については、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。

建設工事現場における火災災害の防止については、平成7年12月に発生した重大災害（4名死亡）を踏まえ、平成8年1月29日付け基発第42号の2「建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害の防止の徹底について」により火災災害防止の徹底をお願いしていたところですが、同様の重大災害を繰り返す結果となっています。

災害発生原因については、現在調査を行っているところであり、原因の特定には至っていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が断熱材に引火したことが原因と推定されるところです。

また、発生原因は異なるものの、硬質ウレタンフォームの発泡剤にフロンを使用している場合、フロンガスにより酸欠状態になり、作業員が意識を失ったため、ウレタンフォームの大きな塊が出来、ウレタンフォームの反応熱により自然発火し、火災が発生した事例もあります。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の



使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、発泡プラスチック等の断熱材のある場所については、火気の使用を原則禁止とし、火気を使用しない工事計画を策定すること。

やむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気の管理を含む作業計画を策定すること。

また、火気を使用する事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を確実にすること。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び『火気厳禁』の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

7 関係請負人の労働者等に対し、新規入場時教育等において、発泡プラスチック等の断熱材を使用する作業及び使用場所並びに火災災害の危険性について、十分に教育を行うこと。

8 発泡プラスチック系断熱材等を施工する事業者は、当該作業に従事する労働者に発泡プラスチック系断熱材の危険性、火気管理対策等について十分な教育を実施すること。

また、当該作業を行うに当たっては、火気管理等を含む作業計画を策定すること。

- 9 発泡プラスチック系断熱材を施工する作業及び施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合には、当該作業を指揮する者を定めるとともに、その者に直接作業を指揮させること。
- 10 発泡プラスチック系断熱材の発泡剤にフロン（代替フロンを含む）を使用している場合、フロンガス等により酸素欠乏状態になる恐れがあり、酸素欠乏事故等を防止するため、
- ① 酸素欠乏症の防止について必要な知識を有する者（酸素欠乏危険作業主任者など）のうちから作業指揮者を選任し、その者に作業を直接指揮させること。
 - ② 作業場所の酸素濃度を18%以上に保つよう換気を行うこと。なお、換気の実施が困難な場合には、作業者に送気マスクを使用させること。
 - ③ 当該作業に従事する労働者等に対し、酸素欠乏症の危険性、安全な作業方法、事故発生時の措置等について教育を行うこと。
- また、ウレタン等の反応熱による自然発火の危険性やウレタンフォームの急速な燃焼性等についても十分に理解させること。